

相模原市立市民福祉会館指定管理者選考委員会の

議事概要及び選考の概要

<選考委員会の議事概要>

1 日時

令和5年9月28日(木) 午後1時30分～5時45分

2 会場

相模原市立あじさい会館 6階 第2展示室

3 出席者

- (1) 指定管理者選考委員会委員 4名
- (2) 事務局（健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課） 4名

4 選考委員会の委員の構成

- (1) 公認会計士（委員長） 1名
- (2) 大学准教授 1名
- (3) 相模原市老人クラブ連合会の代表者 1名
- (4) 市職員 1名

5 公開の可否

相模原市立市民福祉会館指定管理者選考委員会設置要綱第9条により非公開とした。

6 議題

- (1) 提案説明会
- (2) 書類審査結果報告
- (3) 経営状況審査報告
- (4) 意見交換
- (5) 採点
- (6) 集計結果報告

8 議事概要

(1) 提案説明会

申請団体からの提案説明を受け、それに対して選考委員会委員が質疑応答を行った。

ア ギオン・アクティオ・コンティグループ

(主な質疑応答)

委員：老朽化が進んでいるが、施設修繕や備品更新等の考え方は。

申請団体：利益の還元として、利益の50%を施設修繕や備品の更新に充てる提案を

行っている。予算を迅速に執行できることが指定管理者制度のメリットであり、利用者がより安心できる施設運営を行っていききたい。

委員：他施設での経験を活かして多くの事業やイベントを企画しており、企画力は素晴らしい。あじさい会館においては、リピーターにしていく、福祉の担い手にしていくという視点が必要だが、どのような仕掛けを考えているか。

申請団体：5年間で施設をどのように育てていくかを考えた提案。事業の実施を通じ参加者に足を運んでもらうこと、また、市民会館との連携を通じて1人でも多くの方に来てもらえるよう取り組んでいく。

イ ヤオキン・協栄共同企業体

(主な質疑応答)

委員：あじさい会館のハードのイメージをどのように描き、提案に繋げたか。

申請団体：古い建物であり光量が不足し、暗い印象を持った。誰もがフラッと立ち寄れる、無目的に来られるような「屋根のある公園」にしたい。

委員：共同企業体での提案だが、どのような役割分担か。

申請団体：事業の企画・実施は代表団体、施設の維持管理は構成団体が行う。構成団体は単独でも指定管理者として施設運営しており、長期的には、補完的な役割を担ってもらいたいと考えている。

ウ 静岡ビル保善株式会社

(主な質疑応答)

委員：応募に当たり多くの調査をされているが、提案のターゲットは。

申請団体：全市的な施設であるので、基本的には全市民を対象とするが、高齢者福祉に関しては、中央区に老人福祉センターが無いことから中央区の方々を対象としたいと考えている。

委員：来年度以降も市社協は引き続き会館内に残るが、どのような連携を図る予定か。

申請団体：福祉に関する講座の講師を依頼すること、ファミリーサポートセンター等の市社協の事業を実施する際に指定管理者としてサポートすることなどを考えている。

(2) 資格要件や提出書類等に係る書類審査の結果について、事務局より説明を行った。

(3) 申請団体の経営状況について、公認会計士である選考委員会委員より説明を行った。

(4) 申請団体による提案説明等を踏まえ、選考委員会委員で意見交換を行った。

(主な意見)

- ・いずれの団体もよく現状分析し、自らの団体の特徴を出しており、好印象であったが、一長一短あると感じた。
- ・ギオン・アクティオ・コンティグループは、規模が大きく、経験豊富で、事業の実現性が高いように感じた。経験に基づく多くの新規事業の提案にはやる気を感じた。
- ・ヤオキン・協栄共同企業体は、ビジョンは目を引くものがあつた。海外にルーツを持つ人を含め広い視点で「みんなの福祉」を捉えていた。
- ・静岡ビル保善株式会社は、実現性は疑問を感じたが、大和室の活用や自主事業等の充

実した提案内容は評価できる。

※ 選考委員会は申請団体名をブラインド化しており、当日は申請団体A、B、Cとしていたが、議事概要では申請団体の名称を使用している。

(5) 各選考委員会委員が評価基準に基づき採点を行った。

(6) 各選考委員会委員から提出された評価票を事務局が集計し、各申請団体の合計得点を伝えた。

<選考の概要>

1 選考結果

ギオン・アクティオ・コンティグループを指定管理者候補団体とし、ヤオキン・協栄共同企業体を指定管理者次点候補団体とすることとした。

2 選考理由

(1) 評価基準に基づく各選考委員会委員の採点の結果、最低基準点を超え、かつ最も高い得点を得たこと。

(2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

(3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

3 評価基準・評価結果

(1) 指定管理者候補団体（ギオン・アクティオ・コンティグループ）及び次点候補団体（ヤオキン・協栄共同企業体）の評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	候補団体	次点候補団体
事業計画書に対する評価				
内訳	指定管理者の適正	20	16	14
	管理運営方針	20	14	14
	地域活性化	40	28	24
	事業計画（自主事業を除く）	60	45	51
	自主事業	20	15	15
	利用者ニーズ	20	14	14
	維持管理計画	40	28	26
	人員配置	20	14	15
	安全管理及び緊急時の対応	20	14	14
	適正な管理・経理	20	14	14
小計		280	202	201
収支計画・経費的効果に対する評価				
内訳	収支計画の妥当性	20	12	16
	指定管理料の削減	40	24	24

	利益の還元	20	20	20
	小計	80	56	60
管理能力に対する評価(団体本体に対する評価)		/		
内訳	団体の経営状況	20	16	12
	団体の管理能力	20	15	13
	労働環境の適正性	20	14	13
	小計	60	45	38
合計		420	303	299

※ 合計得点における最低基準点は252点とした。

(2) 候補団体及び次点候補団体以外に申請のあった団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	得 点
静岡ビル保善株式会社	286